

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について

「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）」は、令和 4 年 2 月から 9 月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続することを目的に、2022（令和 4）年 10 月に創設されました。基本給等の引き上げによる賃金改善を一定求めつつ、障害福祉人材の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえたうえで、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用も認められています。

また、ベースアップ等加算は、当該加算の算定額を上回る賃金改善を実施することと併せて、賃金改善以外の要件（ベースアップ等要件、現行加算要件）を満たす必要があります。

この資料ではベースアップ等加算の特徴的な要件等のみを簡単に説明しています。詳細については、必ず厚生労働省の通知及び Q & A をご確認ください。

※福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の基本的な考え方については、別でまとめていますので、そちらをご覧ください。

### （1）加算の対象となるサービス

※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時）は**算定対象外**。

### （2）対象となる職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

### （3）算定の要件

- ・処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること。
- ・賃上げの効果の継続に資するよう、加算額の 3 分の 2 以上は福祉・介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引き上げに使用すること。

## 2 配分方法

### （2）加算額を上回る賃金改善について（内訳）

|   |                                      | 要件Ⅰ | 要件Ⅱ       | 要件Ⅲ |
|---|--------------------------------------|-----|-----------|-----|
|   |                                      |     | ベースアップ等加算 |     |
| ① | 令和 年度の加算の見込額                         |     | 円         | 円   |
| ② | 賃金改善の見込額(i-ii)<br>(右側の額は加算見込額を上回ること) | (a) | 円         | 0 円 |

②は①の金額を上回ること。  
同額も不可。

(2) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

|                                 |     |   |   |            |     |
|---------------------------------|-----|---|---|------------|-----|
| 介<br>福<br>員<br>護<br>社<br>職<br>・ | i)  | ベースアップ等加算による賃金改善所要額<br>うち、ベースアップ等（基本給又は毎月決まって支払われ<br>る手当の引上げ）による賃金改善所要額（年額） | 円 | ( 0.00 ) % | 要件区 |
|                                 |     |   | 円 | ( 0.00 ) % |     |
| 職<br>の<br>他                     | ii) | ベースアップ等加算による賃金改善所要額<br>うち、ベースアップ等（基本給又は毎月決まって支払われ<br>る手当の引上げ）による賃金改善所要額（年額） | 円 | ( 0.00 ) % | 要件区 |
|                                 |     |   | 円 | ( 0.00 ) % |     |
| (参考)                            |     | ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)  |   |            |     |

介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充てられる計画になっていること

《参考資料》

- ・福祉・介護職員改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の揭示について（令和5年3月10日障障発0310第2号・厚生労働省通知）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ&A（令和3年3月29日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和2年3月31日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和元年10月11日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（令和元年7月29日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和元年5月17日）